

人間ドック・脳ドック 検診費の一部を補助します

川越市国民健康保険（市国保）に加入している四十歳以上で、国民健康保険税を完納している方を対象に、人間ドック・脳ドック検診費の一部補助を行っています。

ただし、費用の補助は一年度（四月から翌年の三月まで）につき、それぞれ一回です。

人間ドック

費用は全部で三万九千九百円ですが、一万三千六百五十円の自己負担で受検できます。

市国保で契約している市内医療機関で受検できます。受検前に保険証を持って、国保年金課（本庁舎二階）または出張所・連絡所にお越しください。

脳ドック

掛かった費用のうち、二万六千二百五十円を限度に助成します。

脳ドック実施機関であれば、市内・市外を問いません。受検後に保険証・領収書（検査項目の内訳のある原本）・

預金通帳を持って、国保年金課または出張所・連絡所にお越しください。

問い合わせ：国保年金課国保給付係・TEL内線2471

年金受給権者現況届 の提出を忘れずに

年金受給権者現況届（現況届）は、継続して年金を受給する権利があることを確認するものです。誕生月の初旬に社会保険庁から送付されますので、必要事項を記入し、切手をはって誕生月の末日までに返送してください。提出期限に遅れたり、提出しなかつたりすると、年金の支払いが停止される場合があります。ご注意ください。

現況届が届かないときや現況届を無くしてしまったときは、川越社会保険事務所（脇田本町一五・一三・TEL242・2345）・国保年金課（本庁舎二階）・出張所・連絡所で配布しています。

また、二十歳前に初診日のある傷病による障害基礎年金などの受給者については、七月初旬に現況届が送付されます。

第16回 収蔵品展

「甲冑」 - 川越市立博物館収蔵の武具を中心に -

7月22日(土)～9月10日(日)

今回の収蔵品展では、江戸時代末期に川越藩主を務めた松平周防守家ゆかりの甲冑類を展示します。また、松平家とかかわりのあった光西寺からも出品協力をいただきました。この機会に江戸時代の大名家や家臣の家に伝来した甲冑類を、ご覧になってみませんか。



松平康重が着用していた甲冑

開館時間：午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
入館料：一般 二百円（百六十円） ▼ 大学生・高校生 二百円（八十円） ▼ 中学生以下 無料
*（ ）内は二十人以上の団体料金。
休館日：月曜日・7月28日(金)・8月25日(金)
問い合わせ：市立博物館・TEL222-5399

す。七月末日までに国保年金課・出張所・連絡所に提出してください。

問い合わせ：国保年金課国民年金係・TEL内線2481

「ねんきんダイヤル」 ご存じですか

社会保険庁では、年金電話相談センターと社会保険業務センター中央年金相談室の電話番号を、二つの全国共通電話番号に集約した「ねんきんダイヤル」サービスを行っています。

●年金を受ける手続きなどの相談

TEL0570・051165

●年金を受け取っている方の相談

TEL0570・071165

受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）。

通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金で利用することができます。

①電話機の設定や、PHSなど電話機の種類によっては利用できません。他の電話機でかけ直すか、社会保険事務所にお尋ねください

②国民年金および厚生年金の場合、接续先にかかわらず市内通話料金で利用することができます。

利用上の注意

①電話機の設定や、PHSなど電話機の種類によっては利用できません。他の電話機でかけ直すか、社会保険事務所にお尋ねください

②国民年金および厚生年金の場合、接续先にかかわらず市内通話料金で利用することができます。

③相談者を確認するため、次のことをお尋ねする場合があります

相談者が本人の場合 住所・氏名・生年月日・基礎年金番号など

相談者が家族の場合 右記のほか、家族の氏名・生年月日・基礎年金番号、本人との続柄・本人が直接相談できない理由など

問い合わせ：国保年金課国民年金係・TEL内線2481

問い合わせ：国保年金課国民年金係・TEL内線2481

介護保険料（65歳以上）の通知書を発送

七月十日(月)に六十五歳以上の方へ、平成十八年度の介護保険料の通知書を発送します。

通知書の種類

- ①介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書
前年度に続いて特別徴収の方を対象に、年金から天引きになる保険料額を通知。
- ②介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書
今年度から特別徴収が開始・再開される方を対象に、特別徴収・普通徴収分の保険料額の通知と普通徴収分の納付書を送付（九月まで納付書で納付、十月以降は年金から天引き）。
- ③介護保険料納入通知書
普通徴収の方を対象に、保

平成18年度の納付月（納期）

①の通知書	②の通知書	③の通知書
4月	7月	7月
6月	8月	8月
8月	9月	9月
10月	10月	10月
12月	12月	11月
2月	2月	12月
		1月
		2月

介護保険料の減免基準

世帯構成	世帯の収入月額	世帯の預貯金額
一人世帯	八万円以下	世帯の預貯金額 百万円以下
二人世帯	十二万円以下	百五十万円以下
三人世帯以上	一人増えるごとに四万円を加算した額以下	二百万円以下

*賃貸住宅に居住している世帯は、表中の収入月額・預貯金額が一定基準により加算されます。

除料額の通知と期別ごとの納付書を送付（口座振替の方は、納付書がありません）。

納付方法と納期

保険料の納付方法には、老齢・退職年金などから天引きする特別徴収と、市から送られる納付書を使い介護保険課（本庁舎一階）・出張所・指定金融機関で納付する普通徴収があります。

年金額が年額十八万円以上の方は、特別徴収です。十月からは特別徴収対象年金が拡大され、遺族年金・障害年金からも天引きします。なお、年金を受給していない方、年金額が年額十八万円未満の方や年度途中で六十五歳になる方は普通徴収です。

納期は上表のとおりです。被保険者ひとりひとりに通知

世帯主に通知する国保税と異なり、六十五歳以上の方の

介護保険料は被保険者ごとに算定し、個別に通知します。

介護保険料の減免

以下の①～③のいずれかに該当する場合は、申請により介護保険料が減免される場合があります。

- ①災害により住宅・家財などに損害があつた場合
住宅などに価格の三割以上の損害を受け、かつ生計中心者の前年中の所得金額が一千万円以下である場合。
- ②疾病などにより世帯収入に著しい減少があつた場合
前年所得の二分の一以下の収入になつた場合。
- ③収入が少なく、生活が著しく困窮している場合
世帯全員が、市県民税非課税かつ市民税課税者に扶養されていない方で、右表の基準に該当する場合。

詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ：介護保険課 保険料資格係・TEL内線2570

国保税の納税通知書を発送します

七月十日(月)に、平成十八年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を発送します。

この納税通知書は世帯主の方が国保に加入・未加入にかかわらず、世帯主あてに送付しています。加入者の氏名および加入月・年税額については納税通知書に記載してありますので、ご確認ください。

国保税算出の基礎

国保税額は、医療保険分・介護保険分、それぞれの所得割額と均等割額の合計で算出されます。所得割額は前年中の所得を基に計算し、均等割額は加入者の人数により計算します。

納期は年八回

納期限は右下の表のとおりです。期限内に納付をお願いします。

国保税の軽減と減免

申告している所得が少ない世帯は、国保税（医療保険分・介護保険分）の均等割額

平成18年度の納期限

第1期	7月31日(月)
第2期	8月31日(木)
第3期	10月2日(月)
第4期	10月31日(火)
第5期	11月30日(木)
第6期	1月4日(木)
第7期	1月31日(水)
第8期	2月28日(水)

が軽減されます。軽減割合は、次のとおりです。

世帯の所得合算額が三十三万円よりも少ない場合Ⅱ六割軽減

世帯の所得合算額が三十三万円＋(二十四万五千円×世帯主を除く加入者数)より少ない場合Ⅱ四割軽減

この軽減措置は、申告された所得で判定します。世帯の中に未申告者がいると判定できません。国保加入者は、所得の有無にかかわらず申告してください。

また、災害により損害を受けた世帯や病気などで前年に比べ所得が著しく減少した世帯は、申請により国保税が減免できる場合があります。

詳しくは、お尋ねください。問い合わせ：国保年金課 国保資格係・TEL内線2479